

# 安平町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）について

安平町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）について、パブリック・コメントを実施しますので、お気付きの点やご意見をお寄せください。

## ■意見募集の対象、公開する資料

安平町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）

## ■資料の閲覧方法など

- ・ 税務住民課生活環境グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）で閲覧できます。
- ・ 町ホームページに掲載しています。  
※町ホームページをご覧になれない方は、郵送も可能ですのでお問い合わせください。

## ■意見の提出方法および場所

以下の①～④のいずれかの方法により提出してください。

- ①持参の場合 下記へ提出してください。
  - ・ 税務住民課生活環境グループ（総合庁舎）
  - ・ 住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）
- ②郵送の場合 税務住民課生活環境グループへ郵送してください。  
〒059-1595  
安平町早来大町95番地 安平町役場 税務住民課生活環境グループ
- ③FAXの場合 税務住民課生活環境グループへ送信してください。 FAX ㊟ 3883
- ④メールの場合 添付もしくはメール本文などにより税務住民課生活環境グループへ送信してください。 メールアドレス k-hozen@town.abira.lg.jp

## ■意見募集期間

2月25日(火)～3月17日(月)

- ・ 持参の場合 月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時30分～17時15分
- ・ 郵送の場合 3月17日(月)必着
- ・ FAX、電子メールの場合 24時間受け付け（土日含む。ただし、締切日は17時15分まで）

## ■対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ・ 町内に居住、通学または通勤している方
- ・ 町内において事業を行い、または活動を行う個人または法人その他団体

## ■意見集約による公表および意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方などについては、町ホームページおよび税務住民課生活環境グループにおいて公表します（広報紙での公表は、紙面の都合上、要約などにより掲載となる場合があります）。

## ■その他

- ・ 意見記入票については、詳しく内容をお聞きする場合や町で協議した結果などをお知らせするときのため、住所、名前、連絡先を必ず記載してください。
- ・ 募集対象案件と直接関係のないご意見などについては、取り扱わない場合があります。

問合せ 税務住民課生活環境グループ ☎ ㊟ 2940